

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

日管株式会社
静岡県浜松市中央区池町220-4

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和6年6月12日～令和6年9月11日（3ヵ月）

関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

3 指名停止理由

日管株式会社の元取締役は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。入札情報の提供を受けた見返りとして飲食代約6万円と商品券10万円相当を提供した。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から当該区域を対象として1ヵ月以上9ヵ月以内